

国家戦略特区 今後の運営に向けて

平成30年6月14日

秋 池 玲 子
坂 根 正 弘
坂 村 健
竹 中 平 蔵
八 田 達 夫

1、規制改革の続行

- ・ 獣医学部に係る指摘が続き、その影響もあって、国家戦略特区の運営がいまだに停滞している。特区自治体の首長や関係事業者からも、現状を憂う声がさらに強まっている。

これまで繰り返してきたとおり、獣医学部に関し、国家戦略特区のプロセスには一点の曇りもない。(2015年春の面談などが問題とされているが、当会議では、前年9月に、有識者議員ペーパーにおいて「当面の重要課題」のひとつとして「獣医系大学・学部新設の解禁」を挙げていたところである。)

政府において明快に説明し、疑念を晴らし、早急に特区の正常な運営と規制改革の続行に力を注ぐべきである。

- ・ 今国会に提出されている国家戦略特区法改正案(サンドボックス関連)は、早期成立と迅速な運用を期待する。
- ・ 今後のさらなる規制改革に関して、
 - (1) 前回会議(3月)で大阪府から提案のあった「保育支援員」については、大きく前進しつつある。厚生労働省の前向きな取組を高く評価したい。
 - (2) 一方、同じく大阪府から提案のあった「外国人美容師等」については、「単なる美容師の業務は対象外とすべき」などの意見もあって、調整が続いている。大阪府提案に沿って、早急に解決を図るべきである。

(注)「未来投資戦略2018」素案(6月4日公表)では、「理容師又は美容師の国家資格を得て、ヘアデザイナーとして新しいヘアデザインを企画・研究する等、高度な創造性のある業務を行う外国人について、在留資格『技術・人文知識・国際業務』に該当すると整理し、ガイドラインで明確化する。その上で、国家戦略特区内の地方公共団体が提案する資格等が上陸許可基準の代替措置として適当である場合、国家戦略特区制度における所要の経路を経た上で上陸許可基準の特例の対象とする。」と記載していたが、最終的な決定にはこのまま盛り込めない見通し。

(3)「遠隔服薬指導」に関して、養父市・福岡市・愛知県において、活用がスタートすることは高く評価。

他方、都市部での活用などが制約されており(施行規則・運用レベル)、千葉市をはじめ、現実のニーズに十分対応できないことが顕在化している。全国展開の議論も並行してなされつつあるが、過度な制約を残したまま全国展開しても意味が乏しい。患者目線にたつて、ルール・運用を見直す必要がある。

(4)「自家用有償観光旅客等運送事業」に関して、養父市において5月末、地元のタクシー事業者も参画して事業開始(区域計画は昨年認定済)。困難な調整を乗り越えての事業開始を高く評価。

他方、都市部を含む、本格的な「ライドシェア」は検討課題として残されており、早急な検討が必要である。

(5)このほか、「遠隔教育」「外国船舶の寄港等の扱い」など、これまで、当会議でも議論しながら未解決の岩盤規制は少なくない。早急に解決に向けた検討を再開すべきである。

2、「バーチャル特区」と4次指定

- ・ 国家戦略特区は従来、特定の自治体の中で、すべての規制改革メニューを活用し、集中的に改革を進めることを前提に指定を行ってきた(いわば「フルメニュー型」)。これに対し、地域の枠を超えた「バーチャル特区」の必要性につき、これまでも議論があったが、具体化できていなかった。

特区のさらなるバージョンアップのため、4次指定に際しては、特定メニューに焦点をあてた「バーチャル特区」(以下の2類型)を具体化すべきである。

(1) 地方創生と横連携実証のための「地方創生型バーチャル特区」

- ・ 規制改革メニューのうち、例えば「農業外国人」(必要な知識・技能を有する農業外国人材を適正な管理体制のもとで受け入れ)など、特区以外でも活用したいとのニーズが高まり、より実証地域を増やして横連携で取り組むことが全国展開に向けたステップとして有効、同時に地方創生に資すると考えられるケースに対応。
- ・ 当面、「農業外国人」を対象として、早急に具体化を進めるべき(指定自治体では当該メニューのみを活用。区域会議は横連携での実証のため合同開催)。

(2) 地域を超えた実証プロジェクトのための「近未来技術型バーチャル特区」

- ・ 近未来技術に関わるプロジェクトで、実施地域が自治体の範囲を超えるケースに対応。
- ・ 例えば、デジタルマネーでの給与支払はじめ、フィンテック関連のプロジェクト等では、地域を超えた実証がより有効と考えられる。現行特区制度で

可能な対応及びさらなる制度改正による対応について、早急に検討すべき。なお、バーチャル特区の場合も、事業の確実な実現のため、区域会議の仕組みを最大限活用すべき。

3、その他

- ・ 前回会議で指摘した「国家戦略特区法プロセスにおける重大な瑕疵」については、その後、手続のやり直しのほか、再発防止のための方策が講じられつつある。引き続き早急に解決を図る必要がある。
- ・ 前々回及び前回会議でお願いしている体制整備については、引き続き対応が必要である。